



許可番号第 02320160629 号

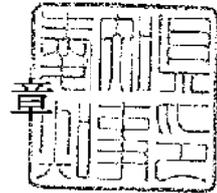
産業廃棄物処分量許可証

住 所 名古屋市中川区神郷町二丁目17番地

氏 名 AM工業 株式会社
代表取締役 水谷 光利 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 元 (2019) 年 9月10日
許可の有効年月日 令和 6 (2024) 年 7月 8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、選別、中和)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)
以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 中和

廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等
を除く。)

以上 2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設



ア 設置場所

清須市春日江先39番

イ 設置年月日

平成25年1月30日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.56t/日（0.32t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 選別施設

ア 設置場所

清須市春日江先39番

イ 設置年月日

平成26年7月3日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

22.32m³/日（2.79m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 中和施設

ア 設置場所

清須市春日江先39番

イ 設置年月日

平成26年7月3日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

6.48m³/日（0.81m³/時間）

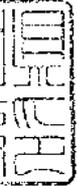
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成26年 7月 9日 新規許可
令和 元年 9月10日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
有 ・ 無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区神郷町二丁目17番地

氏 名 AM工業 株式会社
代表取締役 水谷 光利 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年10月21日
許可の有効年月日 令和10 (2028) 年 7月 5日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 11品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

清須市春日江先39番地

(2) 面積

328.46m² (保管面積 12.66m²)

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

12.80m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成23年 7月 6日 新規許可

平成28年 7月15日 更新許可

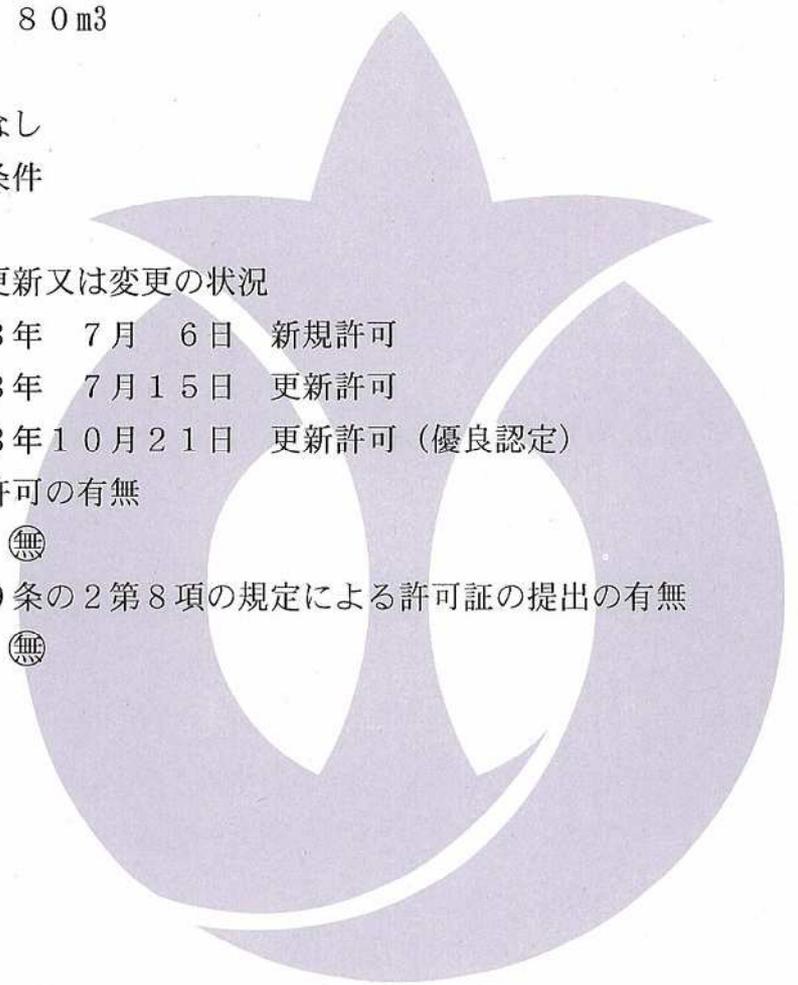
令和 3年10月21日 更新許可（優良認定）

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

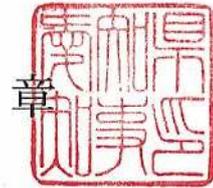
住 所 名古屋市 中川区 神郷町 二丁目 17 番地

氏 名 AM工業 株式会社
代表取締役 水谷 光利 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 10 月 21 日
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 7 月 5 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキササンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキササンを含むもの）

以上 82 品目

(2) 積替え、保管を含む。

感染性産業廃棄物

以上 1 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

清須市春日江先 39 番地

(2) 面積

328.46m² (保管面積 14.77m²)

(3) 特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

(4) 保管上限

15.68m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 23 年 7 月 6 日 新規許可

平成 28 年 7 月 15 日 更新許可

令和 3 年 10 月 21 日 更新許可 (優良認定)

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

